

度～平成33年度)」を策定し、学校図書館図書
の整備及び新聞配備に加え、新たに学校司
書の配置についても計画に位置付け、これら
の配置に要する経費について地方財政措置が
講じられている。

- ・「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」
なども踏まえ、公立図書館における読書環境
の整備に努めている。

平成26（2014）年6月に「学校図書館法」が
改正され、学校司書が法的に位置付けられた。こ
れを踏まえ、文部科学省は学校図書館の整備充実
に関する調査研究協力者会議を開催し、学校図書
館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格の
在り方、その養成等の在り方に関する検討を行
い、平成28（2016）年10月に報告書を取りま
とめた。この報告書を踏まえ、文部科学省では、
学校図書館の運営上の重要な事項について、その
望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライ
ン」や「学校司書のモデルカリキュラム」を作成
し、教育委員会や大学等に対して普及・啓発活動
を行った。平成29年8月には各都道府県・指定

都市教育委員会の学校図書館担当指導主事に対し、「第5次学校図書館図書整備等5か年計画」及び「学校図書館ガイドライン」、「学校司書のモデルカリキュラム」の普及・啓発を図った。

図書館は、子供が読書の楽しみを知ることのできる教育施設であり、子供の読書活動の推進に資する施設である。公民館は、子供の地域における多様な活動を支える施設であり、親子で参加する工作教室をはじめ子供を対象とした様々な教育活動を行っている。博物館は、豊富な学習資源と学芸員などの専門家を有しており、実験教室など子供を対象とした様々な教育活動を行っている。

文部科学省は、これらの施設が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう、環境整備を推進している。

（5）体力の向上（文部科学省）

体力は、人間の健全な発達・成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なものであり、子供の時期に活発な身体活動を行うことは、成長・発達に必要な体力を高めることはもとより、運動・スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながる。

平成10（1998）年から始まった新体力テストの合計点は、全体的に向上傾向にあり、子供の体力は低下傾向に歯止めがかかってきている（第2-10図）が、子供の体力水準の高かった昭和60（1985）年頃と比較すると、依然として低い水準にある。また、運動をする子供とそうでない子供の二極化が見られ、特に中学2年生女子の約2割が1週間の総運動時間（保健体育の時間を除く）が60分未満となっている（第2-11図）。子供の体力低下は将来的に国民全体の体力低下につながり、ひいては社会全体の活力が失われる事態が危惧されている。

第2-9図 子ども読書の日

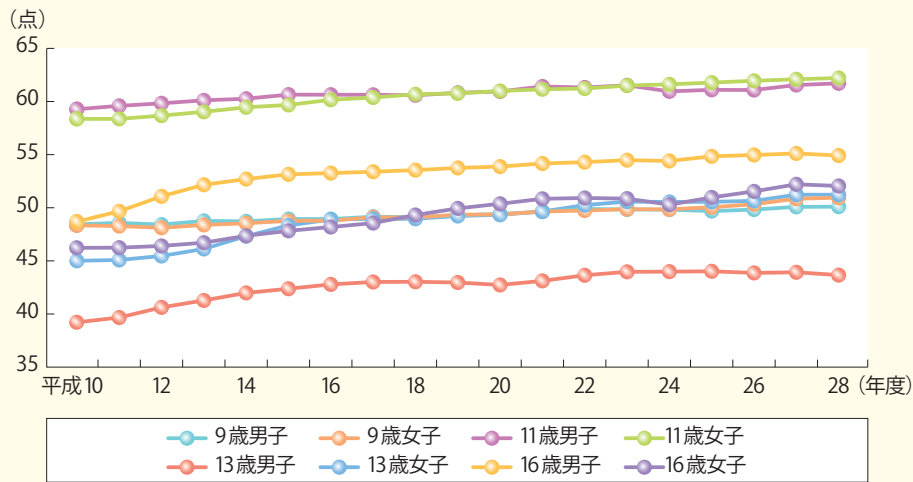


（出典）文部科学省資料

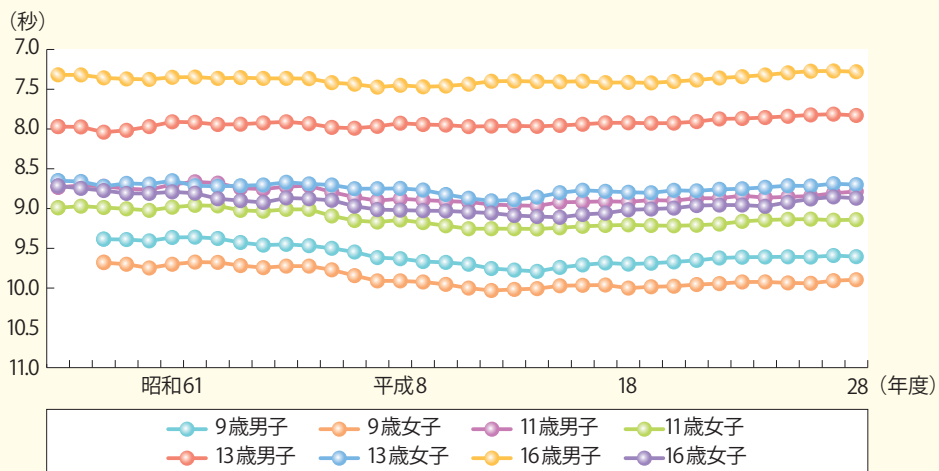
第2-10図 子供の体力・運動能力の年次推移

◆子供の体力は、長年の低下傾向に歯止めがかかってきている。

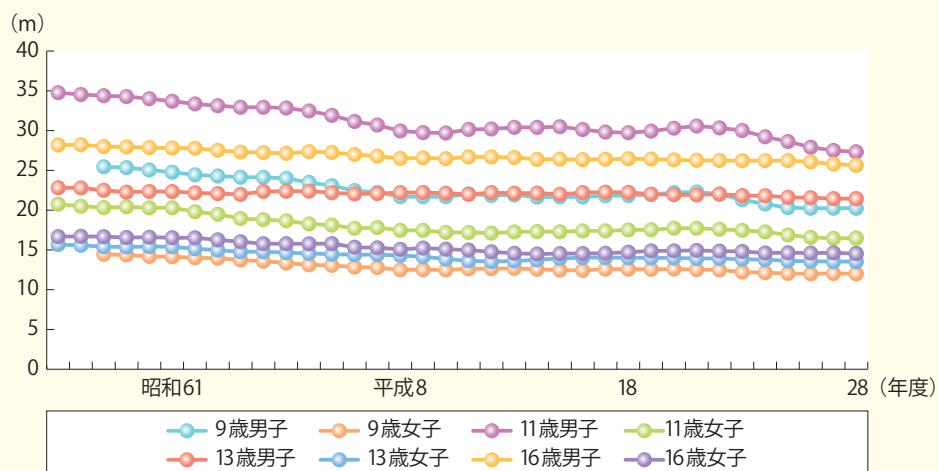
(1)新体力テストの合計点



(2)50m走



(3)ソフトボール投げ(小学生),ハンドボール投げ(中学生以上)



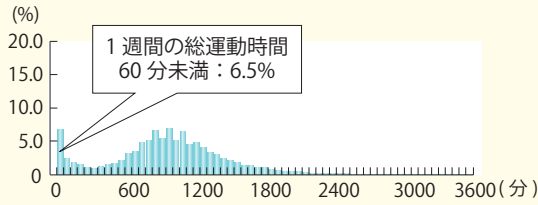
(出典) スポーツ庁「体力・運動能力調査」
 (注) 1. 新体力テストは平成10年度から実施。
 2. 9歳は昭和58年度から調査開始。

第2-11図 1週間の総運動時間（小学校5年生、中学校2年生）

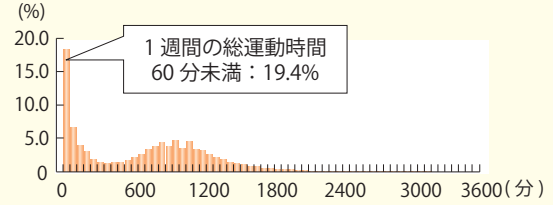
◆小学5年生女子の1割強、中学2年生女子の約2割が学校の体育・保健体育の授業以外で1週間ほとんど運動をしていない。

(1) 1週間の総運動時間(中学校2年生)

男子



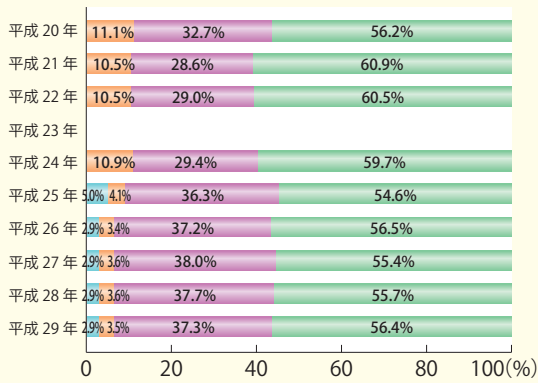
女子



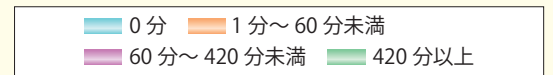
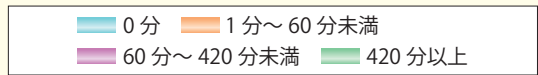
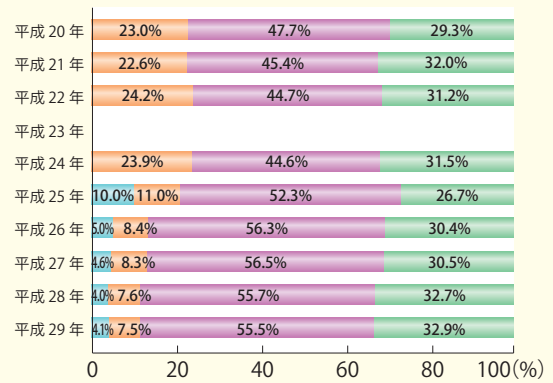
(2) 体育・保健体育の授業を除く1週間の総運動時間の経年変化 ※平成24年以前は3区分(420分以上,60分～420分未満,60分未満)

小学校5年生

男子

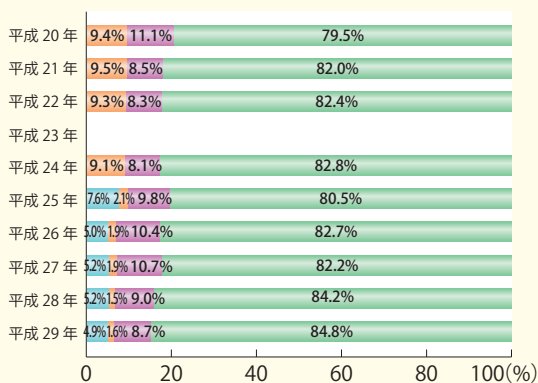


女子

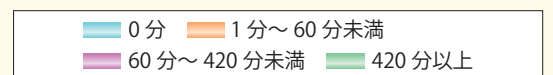
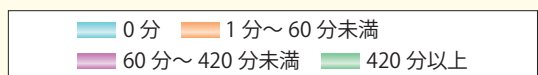
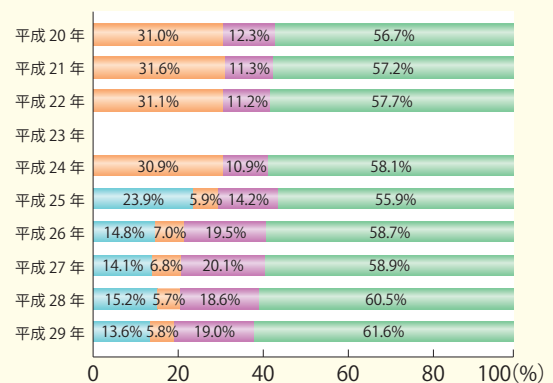


中学校2年生

男子



女子



(出典) スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(注) 1. 平成23年度は調査を実施していない。

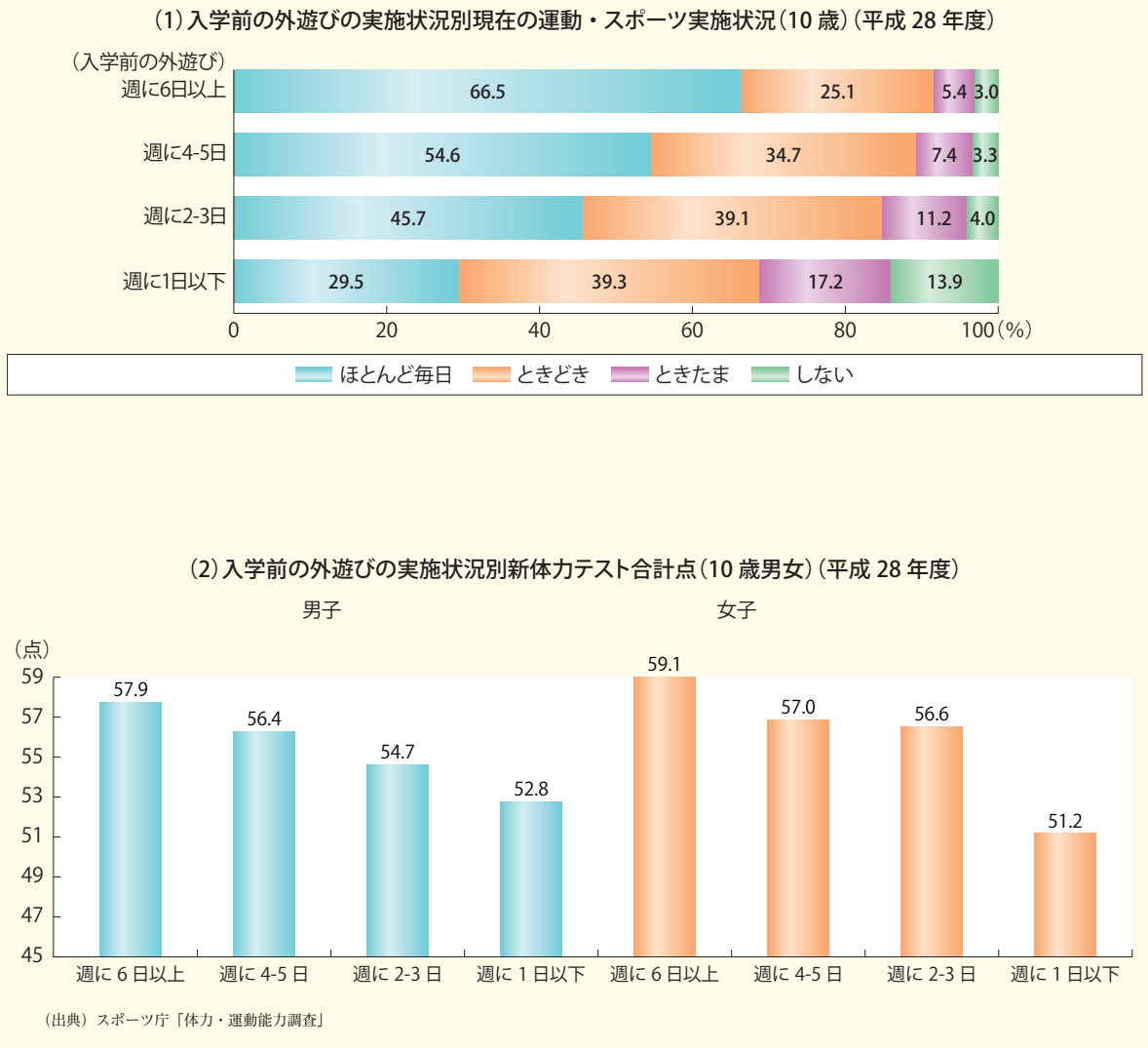
2. ふだんの1週間について「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを、合計で1日おおよそ何分くらいしているか」に対する各曜日の回答の合計。なお、平成24年度以前は、平日の運動時間・運動日数、ひと月あたりの土・日の運動日数を基に算出。

ア 地域社会での体力向上の取組の推進

スポーツ庁は、子供の体力向上に向けた総合的な施策を推進しており、幼児期の外遊びの頻度が小学校入学後の運動習慣・体力と関連性があるという調査結果もみられ（第2-12図）、平成29（2017）年度から、楽しみながら多様な動きを身に付けることができる機会を幼稚園や放課後子供教室等で提供する事業を実施するなど、子供が日常的に運動する習慣の獲得を支援している。

第2-12図 幼児期の外遊びと小学生の運動習慣・体力との関係

◆幼児期に外で体を動かす遊びをしていた頻度が高いほど、小学校入学後の運動・スポーツの実施状況及び体力も高い。



イ 学校における体育・運動部活動の振興

学校の体育・保健体育は、体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することをねらいとしている。

スポーツ庁は、体育・保健体育の授業の充実を図るために、平成29（2017）年度から、現場で抱えている諸課題を解決するプログラムを開発し、普及する取組を実施している。また、中学校で必修とされている「武道」において、平成27（2015）年度から、外部指導者の活用及び体育を担当する教員の資質向上や指導力の強化などにより、体育における武道を含めた領域の指導の充実を図る取組

を実施している。

また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえ、体力向上に係る検証改善サイクルに関する実践研究を実施している。

運動部活動については、平成29年度に運営の適正化を図るため、運動部活動等の実態調査の結果や、スポーツ医・科学の観点を取り入れた「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定した。平成30（2018）年度には、このガイドラインを踏まえて、各学校において持続可能な運動部活動が行われるよう、実践・調査研究を実施し、その結果を周知・普及させるための取組を実施する。

(6) 生涯学習への対応（文部科学省）

社会経済の大きな変化の中で、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現することが求められている。特に、出産・育児のために仕事を離れる者が多いなど、安定した雇用を得にくい女性にとって、生涯にわたる学習機会の充実が重要である。

ア 高等教育機関における学修機会の充実に関する取組

大学などの高等教育機関は、生涯学習機関としての機能を社会一般に積極的に提供するよう期待されている。昨今、技術革新や産業構造の変化に伴い、社会人が高等教育機関で教育（再教育）を受ける必要性が高まるなど、その一層の充実が求められている。このため、公開講座の実施や、夜間の学部・学科の設置、昼夜開講制の実施、通信教育課程の設置といった対応⁶が進められている。また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定している。

独立行政法人日本学生支援機構は、平成26（2014）年度から、若者の学び直しを支援するため、奨学金制度の弾力的運用（同学種間での再貸与の制限の緩和（例えば、在学中に無利子奨学金の貸与を受けて学部を卒業した後、別の学部で学び直す場合にも再度無利子奨学金の貸与を受けられるようにする））を行っている。

イ 学習した成果の適切な評価

生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会を実現するためには、学習成果の評価の社会的通用性を向上させることが必要である。平成28年（2016）年5月に中央教育審議会において、「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について（答申）」が取りまとめられた。その中では、検定試験について、評価の仕組みの確立や情報公開の促進による、質の保証・社会的活用の促進や、学習成果を活用し新たな学習機会や様々な活動に結びつけるためのICTを活用した生涯学習に関する基盤の構想について提言されている。本答申を受け、文部科学省では、平成29年（2017）年10月に策定した「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を踏まえた、検定試験の自己評価や第三者評価の普及・定着を図るとともに、第三者評価に関する調査研究において第三者評価の試行等を実施するなど関連する調査研究を実施している。

ウ 女性の生涯学習

文部科学省は、平成29（2017）年度より、「男女共同参画推進のための女性の学び・キャリア形成支援事業」において、大学等、地方公共団体及び男女共同参画センター等の関係機関が連携し、子育て等により離職した女性の学びと再就職・社会参画支援を地域の中で一体的に行う仕組みづくりに

6 このほか、科目等履修生制度の導入、履修証明制度の導入、大学・大学院入学資格の弾力化、高等学校卒業程度認定試験の実施、放送大学の充実など。

関するモデルを構築するため、実証事業を行っている。また、取組の普及啓発を図るための研究協議会を開催し、女性の学びを通じた社会参画を推進する。

2 学力の向上

(1) 「確かな学力」の育成（文部科学省）

初等中等教育については、学校教育法（昭22法26）において、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力を育み、主体的に学習に取り組む態度を養うこととされている。

現行学習指導要領では、このいわゆる「学力の3要素」を確実に育成するため、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等をバランスよく育成していくことを目指して教育内容の改善を図っている（第2-13図）。

文部科学省は、現行学習指導要領の円滑かつ着実な実施に向け、教職員定数の改善、理科教育設備の整備支援、理数教育や外国語教育その他の各教科や活動の充実を支援している。平成30（2018）年度には、

- ・全国学力・学習状況調査⁷による子供の学力や学習状況の把握・分析
- ・小学校・中学校等における理科の観察・実験活動の充実を図るため、観察実験アシスタントの配置支援や、「理科教育振興法」（昭28法186）に基づいた理科教育設備整備補助
- ・地域の人材・企業などの協力による、全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実（詳細は、第4章第1節2「地域と学校の連携・協働」を参照）

などを行う。

また、平成28（2016）年12月の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」を踏まえ、現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことを目指した学習指導要領改訂を行った。平成29（2017）年3月に幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に新しい高等学校学習指導要領を公示したところであり、その理念の実現に向けた施策を着実に進めている（第2-14図）。

7 平成30年度調査は、国語、算数・数学及び理科の3教科で、対象学年（小6、中3）の全ての子供を対象とした悉皆調査を行う。